

旭川市物価高騰対策（R7・4定 補正予算）

※事業の全部又は一部に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

旭川あつたかサポート給付金（429,823千円）

◎生活困窮世帯への給付金

- ・対象者：令和7年度住民税非課税世帯のうち、次のいずれかの世帯
 - ①高齢者世帯（70歳以上）：令和7年度内に満70歳以上となる方がいる世帯
 - ②重度障害者世帯：重度障害者のいる世帯（身障1・2級、療育A、精神1級）
 - ③ひとり親世帯：旭川市ひとり親家庭等医療費助成の対象となっている世帯
 - ④生活保護世帯
- ※申請時において①～④の支給対象者の全員が入院又は入所していない世帯
- ・金額：1世帯当たり1万円
- ・受付、支給時期：支給対象者へ通知書等発送（1月上旬発送予定→1月下旬から順次支給予定）
※お急ぎの方は、申請による支給手続も可（1月中旬から順次受付開始予定）
- ・担当課：生活支援課（給付金担当） 76-7415 seikatsushien@city.asahikawa.lg.jp

子育て世帯等への支援（459,624千円）

◎18歳以下の児童を養育する子育て世帯等への給付金

- ・対象者：対象児童を養育する子育て世帯等
- ・対象児童：平成19年4月2日から令和8年5月31日までの間に出生した児童
- ・金額：児童1人当たり1万円
- ・受付、支給時期：支給対象者へ通知書等発送（2月中旬発送予定→3月上旬支給予定）
※申請書が必要な方へは案内を発送（3月中旬発送予定→3月下旬から順次支給予定）
- ・担当課：子育て助成課 25-6446 kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp